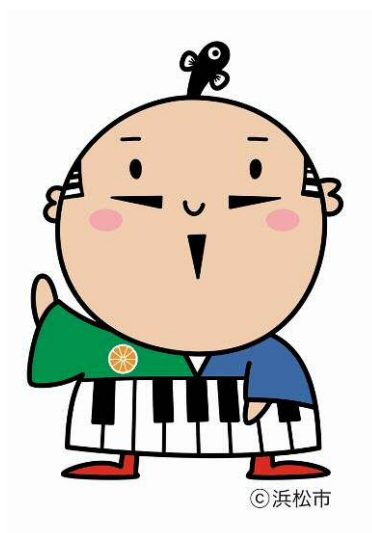


NPOって何？



出世大名 家康くん

平成29年4月

浜松市 市民部 市民協働・地域政策課

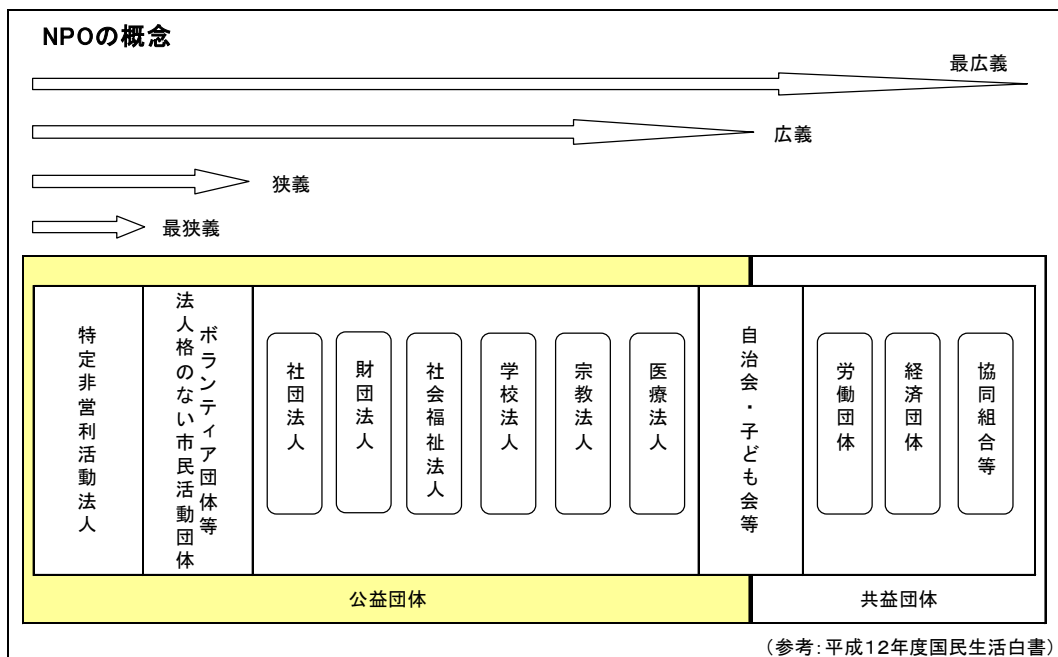
目 次

Q 1 NPOって何？	2
Q 2 非営利とはどういうことですか？	2
Q 3 NGOとの違いは？	3
Q 4 NPOとボランティアとの違いは？	3
Q 5 NPOで働いて給料をもらえますか？	4
Q 6 町内会や自治会との違いは？	4
Q 7 NPO法とはどのような法律ですか？	5
Q 8 法人格とは何ですか？	5
Q 9 NPO法人になるための要件は何？	6
Q10 NPO法人になるための手続きは？	7
Q11 手続きに要する期間は？	9
Q12 NPO法人の設立に要する経費は？	9
Q13 活動実績は必要ですか？	9
Q14 法人格取得のメリットは？	9
Q15 NPO法人の義務は？	10
Q16 法人化の判断は？	10
Q17 NPO法人を誰がチェックしますか？	11
Q18 NPO法人に対する行政の監督は？	11
Q19 NPO法人の「その他の事業」とは？	12
Q20 NPO法人の税金は？	12
Q21 認定NPO法人制度とは？	13
Q22 NPO法人設立の申請や届出の窓口は？	13

Q1 NPOって何？

NPOは、Non-Profit Organizationの略称で、一般的には民間非営利組織と訳されています。営利を目的とする株式会社などと異なり、収入から費用を差し引いた利益を関係者に分配しないことを基本に、社会的使命の追求を目的として、自発的な活動を継続して行う団体のことを指します。

一方、NPO法人というと、NPO法により法人格を取得した団体を指します。



このNPOという言葉は、いろいろな使われ方がされています。

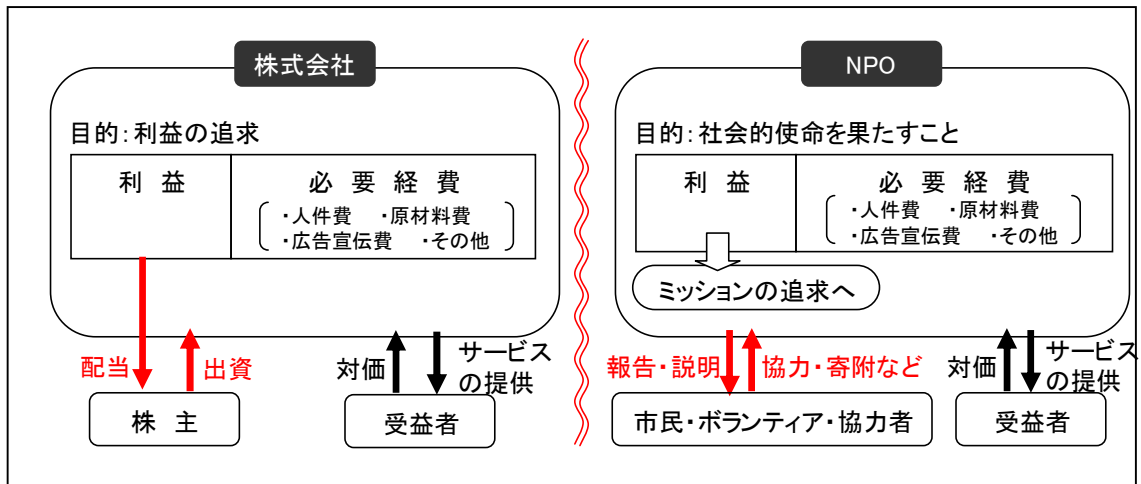
最も狭い意味では、NPO法人を指し、次に広い意味では、ボランティア団体などの法人格のない市民活動団体を含めてNPOと捉えています。

より広く、社団法人や学校法人など各法律に基づく法人や、自治会などの住民自治組織を含めてNPOと捉えたり、さらには、労働団体や経済団体などの共益団体も含めてNPOと捉えたりすることもあります。

Q2 非営利とはどういうことですか？

非営利とは、「活動によって上げた利益を構成員に分配することができない」という意味です。

非営利ということ、お金をもらったり利益をあげたりすることはできないと思われるかもしれませんが、そうではなく、利益を団体の構成員に分配しないということです。



利益をあげることが目的としている株式会社は、株主がお金を出資して、会社はこれを元手として事業を行い、利益をあげ、株主に配当します。

これに対して、社会的使命を果たすことを目的としている、非営利の NPO は、寄附者や協力者、ボランティアなどから、活動資金として会費や寄附金を集めたり、活動に対する対価をもらったりすることもできますが、収益を団体の構成員に分配することはできません。

利益を次の社会的使命を果たすために使います。そして、同時に寄附者や協力者に対してどのように使ったのか、どのような成果があったのかといった説明や報告をし、そしてまた次の協力や寄附を呼びかけていくわけです。

事業であげた利益を団体の構成員に分配せず、社会貢献活動のために使うので、営利を目的とする団体ではない非営利団体と言えます。

Q3 NGOとの違いは？

NGO (エヌ・ジー・オー) は、Non-governmental Organization という英語の略称で、「非政府組織」と訳されています。

国連から生まれ、NPO よりもかなり早くから日本で使われている名称で、主として国際協力などの国境を超えた活動を行っている団体に対して使われます。

組織を営利か非営利かという視点で捉えれば NPO となり、政府ではないという視点で捉れば NGO となるので、NPO も NGO も本質的には同じものです。どちらの視点を強調したいかによって使い分けられています。

Q4 NPOとボランティアとの違いは？

NPO=ボランティアという誤った認識がされることがあります。

確かに、NPOの多くはボランティアにより支えられていますが、NPOは社会貢献活動を継続的に行う組織ですから、活動のための資金を自ら稼ぐことは、組織を維持するためには必要だとも言えます。したがって、NPOと無料奉仕とは直接には結びつきません。

また、参加という視点でいえば、ボランティアは参加する側で、NPOは参加を促す側、参加の受け皿という違いもあります。

このような、ボランティアとNPOの違いを理解しておくことも大切なことです。

ボランティア	社会のために何かをしたいという意思を持ち、自発的に活動する個人
ボランティア団体	ボランティア（個人）の集合体
NPO	社会的使命を果たすために継続的に活動する組織体

Q5 NPOで働いて給料をもらえますか？

組織の大きなNPOの中には、専属の職員がいて、給料をもらって働いていることがあります。給料を支払うのは、利益の分配になり非営利でなくなると思われるかもしれませんが、この点だけを指して「非営利ではない」と言うことはできません。

事務所を構えれば、電気代、電話代や事務用品費などの経費が必要となるように、職員の給料も団体の運営に必要なものであり、正当な労働の対価として支払うのであれば、利益の分配とは言えません。

ただし、社会的な常識から見てあまりにも高給を払えば、利益の分配と見られる可能性があります。

また、NPOの活動には、それを支えるボランティアが重要なことは言うまでもありません。

Q6 町内会や自治会との違いは？

日本には、町内会や自治会などの地縁組織があり、これを基盤に子供会や老人会などの活動が行われています。

これらの組織の多くは、地域性が強く、一定の区域に居住する人々の相互扶助的な活動が中心であり、仲間内のために活動する共益的な団体が中心です。

しかし、自治会等の活動をベースとしながらも、地域住民のみでなく地域外の人も巻き込み、自発的に社会貢献活動を行えば、公益的な組織とみなされ、NPOに分類されることとなります。

Q7 NPO法とはどのような法律ですか？

NPO 法人とは、特定非営利活動促進法（NPO 法）に基づいて、法人格を取得した団体を指します。

NPO 法の第一条（目的）には次のように規定されています。

この法律は、特定非営利活動を行う団体に法人格を付与すること並びに運営組織及び事業活動が適正であって公益の増進に資する特定非営利活動法人の認定に係る制度を設けること等により、ボランティア活動をはじめとする市民が行う自由な社会貢献活動としての特定非営利活動の健全な発展を促進し、もって公益の増進に寄与することを目的とする。

このように、NPO 法は、市民活動団体に法人格を付与するとともに、税制優遇の対象となる認定制度を設けることによって、活動を促進しようという制度です。

NPO 法ができたきっかけは、阪神・淡路大震災だといわれています。

被災者支援や復興支援などの様々な支援活動における市民活動団体の目覚ましい活躍が注目を集め、ボランティア活動をはじめとする市民活動の重要性が認識されました。

震災で活躍した団体の多くは、法人格を持たない任意団体でした。法的に人格を持たない任意団体であるということは、事務所を借りるための契約や、銀行で口座の開設をする際には、代表者の個人名義で行わなければならないといった不都合があります。

市民活動が注目され、活発になるにつれて、任意団体を団体名義で契約や財産の所有ができる法人化することへの機運が高まっていきました。

そして、市民活動団体が法人格を取得できるための制度の必要性が議論されることになり、NPO 法が平成 10 年 3 月 19 日に議員立法により成立し、平成 10 年 12 月 1 日に施行されました。

留意点は、認証を受けたからといって、所轄庁がその団体の活動内容について、いわゆる「お墨付き」を与えたわけではないということです。NPO の活動内容を保証したり、直接的な支援制度を定めたりしたものではなく、あくまでも法人格という道具を与えるための法律です。

また、従来の法律では、政令・省令や通達等で定めていた運用についての基準も法の中で定められています。これは、所轄庁の裁量を極力少なくするという趣旨からです。

Q8 法人格とは何ですか？

会社の物や会社のお金は社長個人のものではなく、会社が結んだ契約も社長個人の契約ではありません。会社が法人格を持ち、この人格をもってお金を所有したり、契約を結んだりしているのです。

人間（自然人）ではない団体に人格を認めているので、その団体の存在や動きを対外的に知らしめるため、団体の目的、事業、組織、団体を代表して誰が業務を行うのかなどを文書の形で定めておく必要があり、これを定款と言います。法人はこの定款に書かれた目的の範囲内において、世の中に存在していることとなります。

人間（自然人）は、基本的には誰でも契約をしたり、財産を所有したりできますが、団体の場合は法律の定めに従い、一定の手続きを経て初めて法人格が認められます。

法人格を持っていない団体は任意団体と呼ばれています。この任意団体は、法律上は個人の集まりなので、契約する場合、便宜上、代表者の個人名義で行わなければなりません。

法人格を取得すると、団体名義での契約や財産の所有ができるようになるため、団体の代表者の個人的負担が軽くなり、安定的・継続的な活動が行いやすくなります。

Q9 NPO法人になるための要件は何？

NPO法による法人格を得るためには、いくつかの条件がありますが、ここでは主なものを紹介します。

- 1 次に掲げる活動のうち一つ以上を行い、不特定かつ多数のものの利益（つまり公益）の増進に寄与することを目的とすること。

- ① 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- ② 社会教育の推進を図る活動
- ③ まちづくりの推進を図る活動
- ④ 観光の振興を図る活動
- ⑤ 農山漁村又は中山間地域の振興を図る活動
- ⑥ 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
- ⑦ 環境の保全を図る活動
- ⑧ 災害救援活動
- ⑨ 地域安全活動
- ⑩ 人権の擁護又は平和の推進を図る活動
- ⑪ 国際協力の活動
- ⑫ 男女共同参画社会の形成の促進を図る活動
- ⑬ 子どもの健全育成を図る活動
- ⑭ 情報化社会の発展を図る活動
- ⑮ 科学技術の振興を図る活動
- ⑯ 経済活動の活性化を図る活動
- ⑰ 職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動
- ⑱ 消費者の保護を図る活動
- ⑲ 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動
- ⑳ 前各号に掲げる活動に準ずる活動として都道府県又は指定都市の条例で定める活動（※浜松市では定めていません。）

この20種類の活動は例示ではなく、限定されたものであり、法律の中でも特定非営利活動として定義しています。

2 団体として次の要件を満たすこと。

- ① 特定非営利活動を行うことを主たる目的とすること。
- ② 営利を目的としないものであること。(非営利についての説明は、Q2を参照)
- ③ 社員の資格の得喪に関して、不当な条件を付さないこと。
※社員とは、総会において議決権を持つ者で、従業員のことではありません。また、不当な条件とは、例えば「〇〇高校の同窓生に限る」とか「〇〇町△△地域在住者に限る」などとすることです。
- ④ 理事が3人以上、監事が1人以上いること。
- ⑤ 役員（理事及び監事）のうち報酬を受ける者が役員総数の3分の1以下であること。
※役員が職員として働いている場合、労働の対価として支払われた報酬はこれに該当しません。
- ⑥ 宗教活動や政治活動を主たる目的とするものでないこと。
- ⑦ 政党活動（特定の政党等を推薦することなど）を目的とするものでないこと。
- ⑧ 暴力団でないこと、暴力団又はその構成員等に統制されてないこと。
- ⑨ 10人以上の社員がいること。

Q10 NPO法人になるための手続きは？

NPO法人になるには、所轄庁(注)の認証を受けなければなりません。

以下の書類を作成し、所轄庁の窓口に提出してください。

- ① 特定非営利活動法人設立認証申請書
- ② 定款
- ③ 役員名簿（役員報酬を受ける者の有無等の記載を含む）
- ④ 役員就任承諾書及び宣誓書（欠格事由に該当しないこと等を誓う）
- ⑤ 役員の住所又は居所を証する書面（住民票等）
- ⑥ 社員のうち10人以上の者の氏名及び住所または居所を記載した書面
- ⑦ 確認書（宗教活動・政治活動を主たる目的としないこと等）
- ⑧ 設立趣旨書
- ⑨ 設立についての意思決定を証する議事録
- ⑩ 設立の初年度及び翌年度の事業計画書
- ⑪ 設立の初年度及び翌年度の活動予算書

所轄庁では、これらの書類を受理すると、**1カ月間**の縦覧を経た上で書面審査を行い、NPO法に定められた認証要件を満たしていれば認証します。

(注)所轄庁

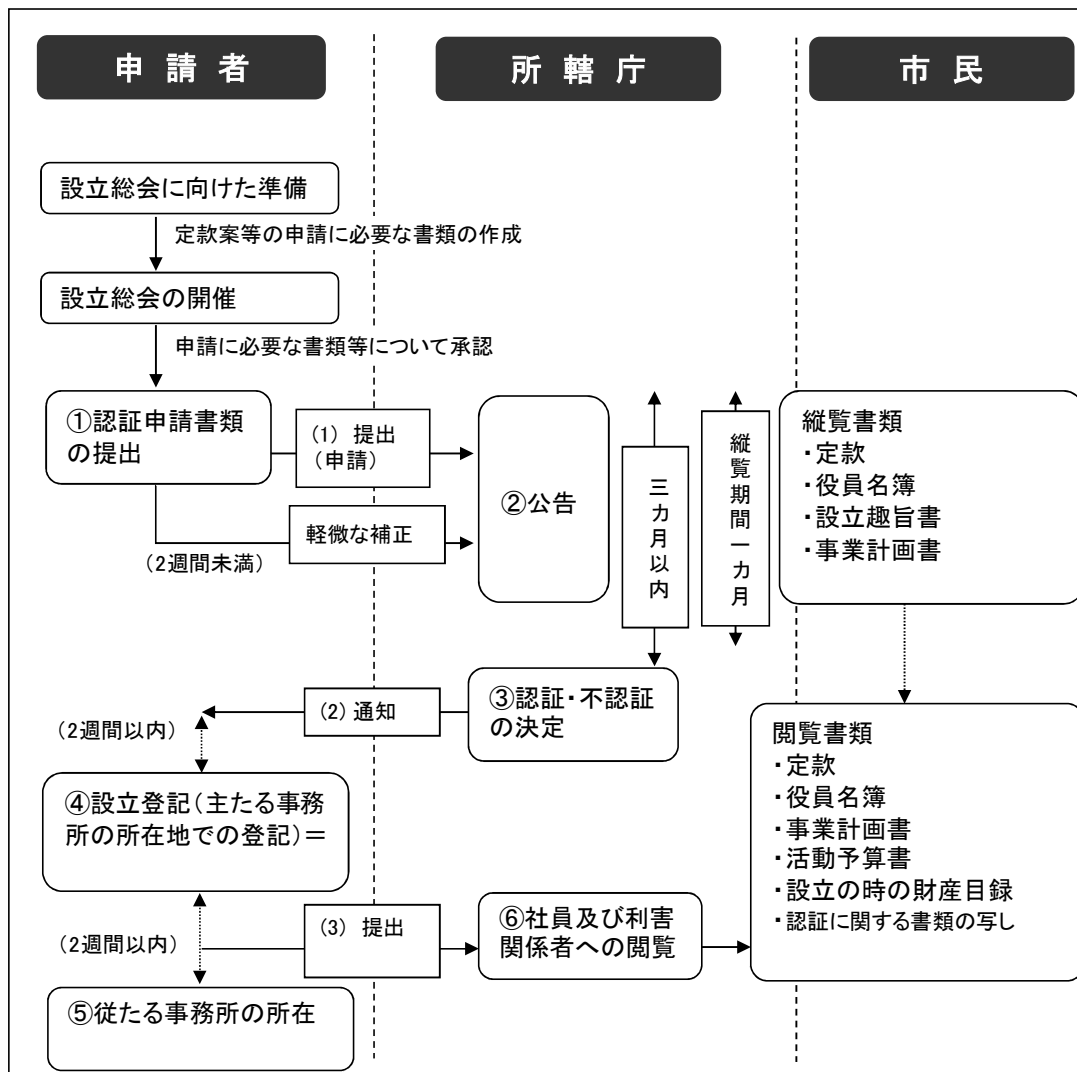
NPO 法人の設立申請先は事務所をどこに置くかで決まります。

NPO 法では所轄庁について次のように規定しています。

第 9 条 特定非営利活動法人の所轄庁は、その主たる事務所が所在する都道府県の知事(その事務所が一の指定都市の区域内のみに所在する特定非営利活動法人にあっては、当該指定都市の長)とする。

浜松市内のみに事務所を置く NPO 法人の所轄庁は浜松市となりますので、NPO 法人を立ち上げようとする場合は、浜松市に設立の認証申請を行うことになります。

◇ 法人格を取得するまでの流れ



Q11 手続きに要する期間は？

所轄庁では申請を受理すると、申請日、団体名、代表者名、事務所の所在地、定款に記載された目的を公告します。（浜松市は市の掲示板で公告）

また、定款、役員名簿、設立趣旨書、事業計画書、活動予算書を、申請書類を受理した日から**1ヵ月間**縦覧に供します。

その後2ヵ月以内に審査を行い、NPO法に定められた基準に従い認証・不認証の判断を行います。したがって、要件を満たしている団体なら、申請してから最長で**3ヵ月**以内に、認証を受けることができます。

ただし、認証を受けても登記をしないと法人は成立しませんので、注意が必要です。

Q12 NPO法人の設立に要する経費は？

財団法人など、設立にあたって財産が一定以上あることが必要になる法人もありますが、NPO法人の場合は、法律で財産要件の定めはありません。

登録免許税もかかりませんので、申請書類の作成費用や法人の代表者印の調製費程度で設立することができます。

Q13 活動実績は必要ですか？

活動実績はNPO法人の認証要件になっていませんので、認証申請の際に任意団体としての活動実績を問われることはありません。

しかし、NPO法人を立ち上げたけれど、1年、2年経っても思うような活動ができないという団体が見受けられます。「NPO法人さえ作れば、活動はできるはず」という代表者の想いだけでは継続的な活動はできません。

NPO法人の認証申請には、定款、3名以上の理事と1名以上の監事、10名以上の社員（総会において議決権を持つもの：正会員等）が必要です。役員に就任する方は、理事、監事の役割をしっかりと認識し、社員の皆さんは定款に定められていることを理解していることが大切です。

Q14 法人格取得のメリットは？

法人格があれば、契約締結や財産保有などの法律行為を団体名義で行うことができ、責任の所在が明確になります。

団体の規模や活動の内容にもよりますが、一般的には、組織や活動の規模が大きくなればな

るほど、法人化するメリットが多いと思われます。

事務所を借りたり、専用電話を引いたり、コピー機をレンタルしたりする場合、任意団体は代表者の個人名義でしか契約を行えません。また、口座の開設も団体名ではできないため、あくまでも代表者等の個人の口座を使うことになります。

また、環境保全活動として土地を購入したり、事務所等として建物を取得したりしても、不動産の登記は個人名でしかできません。これらの場合、代表者の交代や事故などの際に、名義変更等に手間がかかりますし、相続問題（相続税の支払い等）が起こる可能性もあります。

さらに、活動中の事故等により、団体の代表者や構成員個人に対して賠償責任が問われる可能性もあります。

権利関係や責任の所在を明確にし、社会的に信用を得るためには、法人格という道具があった方が便利で、社会的信用度を高めるうえで重要な要素となります。

Q15 NPO法人の義務は？

NPO 法人になると、NPO 法の規定に従うことはもちろん、その他の法令上の義務、さらに定款に定めた運営を行う義務が生じます。

NPO 法では、毎年1回以上総会を開くこと、適正に会計処理を行い、貸借対照表、活動計算書等を作成すること、これらを含めた事業報告書等を所轄庁へ提出するとともに、事務所に備え置くこと等が定められています。

また、法務局への登記や税務署、県財務事務所等への申告など、税金に関する諸手続きが必要になります。

Q16 法人化の判断は？

法人化するか否かの判断は、メリットとデメリットを比較し、その団体にとって法人格が必要かどうかを検討した上で行う必要があります。

自分の団体は、契約行為をしないからメリットは無いと単純に判断するのではなく、法人化により継続的な活動が可能となり、社会からの信頼を得ることができるという面でのメリットも判断基準となります。

活動が継続され、発展してこそ目的が達成される団体も多いと思われますし、法人化により活動内容の幅も広がり、様々な支援や行政等との協働への可能性も出てきます。

社会的な課題の解決をしようとする場合、志だけでは十分とは言えず、志を形にし、実現するための仕組みや資金が必要であり、法人化はそれを実現するための手段です。

しかし、法人にはそれ相応の義務と負担が伴うものです。本来、NPO に対する評価は法人格のあるなしではなく、活動の内容により判断すべきであり、その評価は市民が行うものです。

法人格の取得については、当面は任意団体のままでいて、必要になった時点で取得するという選択肢もあり、総合的に検討を行い、団体自身が判断することになります。

Q17 NPO法人を誰がチェックしますか？

NPO 法人の設立認証に当たっては、所轄庁は NPO 法上の基準や手続きに適合しているかについてのみ審査するよう定められており、団体の活動の実態を行政が判断する制度にはなっていません。

NPO 法は、「NPO 法人は市民自らが監視し、育てていくもの」という考えの基に、行政の監督を最小限に留める一方、行政、NPO 法人双方に情報公開が義務付けられています。

市では法人の設立認証等の申請を受理すると、申請年月日、団体名、代表者、事務所所在地、法人の目的を市の掲示板で公告します。また、申請書類のうち定款、役員名簿、設立趣旨書、事業計画書、活動予算書は、申請から **1 カ月**間縦覧に供していますので、市民協働・地域政策課で誰でも見ることができます。

また、NPO 法人も、事業報告書、財産目録、貸借対照表、活動計算書、役員名簿、定款等の書類を法人の事務所に備え置き、会員や利害関係者から請求があった場合、これを閲覧させなければならないことになっています。

これらの書類は、毎年度所轄庁に提出されることになっており、市内のみに事務所を設置する NPO 法人については、市民協働・地域政策課で見することもできます。

これらの規定は、NPO 法人の適正な運営に、市民が果たす役割が大きいことを物語っています。

Q18 NPO法人に対する行政の監督は？

NPO 法人が、法令等に違反する疑いがあると認められる相当な理由があるときには、所轄庁は、その NPO 法人に対して報告を求めることや、立ち入り検査を行うことができます。

また、NPO 法人が NPO 法上の要件を満たさなくなった場合や、法令違反、定款違反などが認められる場合、所轄庁はその NPO 法人に対して改善措置を命令することができます。

この改善命令に違反し他の方法では監督の目的を達成できない場合や3年以上にわたって事業報告書等法定の書類を提出しない場合、所轄庁は聴聞を経て設立の認証を取り消すことができます。

また、法令違反があり、命令によっては改善が期待できないことが明らかな場合、所轄庁は、改善命令を経ることなく認証を取り消すことができます。

なお、所轄庁は、NPO 法人が暴力団である疑いがある場合、暴力団やその構成員の統制下にある団体又は役員が暴力団の構成員等である疑いがあると認められるときは、県警本部長等の意見を聴くことができます。

Q19 NPO法人の「その他の事業」とは？

NPO法人は、特定非営利活動に係る事業に支障がない限り、その特定非営利活動に関する事業以外の事業を行うことができます。これを、「その他の事業」といいます。

NPO法人は「その他の事業」として、収益を目的とする事業や特定非営利活動に該当しない共益的な事業等を行うことができますが、「その他の事業」で生じた利益は、特定非営利活動に係る事業に使用しなければなりません。

例えば、環境保護を行うNPO法人が、その経費に充当するために、チャリティーショーを開催することや、所有している土地を駐車場として貸すことなどが該当します。

「その他の事業」を行う場合は、定款にその種類等を記載していなければなりません。

なお、行おうとする事業が特定非営利活動に該当するか否かは、その法人が定款に定めた目的によって判断されます。

Q20 NPO法人の税金は？

NPO法人に対する税金は、株式会社等の営利法人に適用される税制よりは優遇されていますが、公益法人ほどには優遇はされておらず、これらの中間的な位置にあると言えます。

NPO法人に対する税金は様々なものがありますが、ここでは主なものについて説明します。

まず、法人の存在そのものに課税される税金として、法人県民税均等割（2万1千円）と法人市町村民税均等割（5万円）があります。

ただし、浜松市では、NPO法の趣旨等から税法上の収益事業を行わないNPO法人に対する法人市町村民税均等割を減免しており、また、県においても、法人県民税均等割の減免を行っています。

次に税法上の収益事業（法人税法施行令に定められている34業種）から生じた所得に対する税金があります。

国税である法人税は、収益事業については、株式会社等と同様に課税されます。（一定額までは軽減税率）

県税である法人県民税の法人税割及び事業税、市町村税である法人市町村民税の法人税割も収益事業に対し課税されます。

ここで、注意しなければならない点は、NPO法上の特定非営利活動であっても、税法上の収益事業に該当すれば、課税されるということです。

NPO法人に関係する税には、消費税もあります。消費税は、個人・法人を問わず事業者が行う国内における資産の譲渡、貸付、サービスの提供に対して課せられるものです。NPO法人の基準期間（前々事業年度）における課税売上高が1,000万円を超える場合には、消費税の納税義務が生じます。

これ以外には、固定資産税、自動車取得税、自動車税、軽自動車税などがありますが、これらは個人でも支払うことのある一般的なものです。

◎ 法人格を取得したら…

主たる事務所の所在地を管轄する県財務事務所及び全ての事務所の所在地を管轄する市町の税務担当課に、「法人設立等届出書」の提出が必要になります。また、収益事業を行わない場合には、減免申請書の提出も必要です。

なお、収益事業を開始した場合には、県、市町への届出のほか税務署への届出も必要になります。

また、職員給与や講師謝金の支払いをする場合には、源泉徴収義務者の届出が必要となるなど、法人化することにより各種書類の提出義務が生じてきますので、収益事業を行わなくても、税務署に相談されることをお勧めします。

Q21 認定NPO法人制度とは？

認定NPO法人とは、NPO法人のうち、一定の要件を満たすものとして所轄庁の認定を受けているものを言います。認定NPO法人に対して寄附をした人は寄附金控除等の税の優遇措置を受けることができます。

また、認定NPO法人になると、「みなし寄附金制度」という税の優遇措置を活用することができます。

Q22 NPO法人設立の申請や届出の窓口は？

浜松市内のみに事務所を設置するNPO法人の設立等の手続き先は、浜松市（市民協働・地域政策課）になります。また、設立や運営に関する相談については、浜松市市民協働センターでも対応していますので、ご相談ください。

浜松市市民部市民協働・地域振興課（浜松市のみに事務所を設置する法人）

〒430-8652 浜松市中区元城町103番地の2

TEL：053-457-2094 FAX：053-457-2750

E-MAIL：shiminkyodo@city.hamamatsu.shizuoka.jp

浜松市市民協働センター

〒430-0929 浜松市中区中央一丁目13番3号

TEL：053-457-2616 FAX：053-457-2617

浜松市ホームページから手引き・様式などのダウンロード方法

http://www.hamamatsu.shizuoka.jp

浜松市 HAMAMATSU CITY

組織案内 お問い合わせ サイトマップ Foreign Language 文字サイズ・色合い変更 携帯サイト

ホーム **暮らし手続き** 防災・消防 健康・福祉 子育て 教育・文化 スポーツ 産業 ビジネス 市政情報

緊急情報 現在緊急情報はありません。

浜松市からのお知らせ 一覧を見る RSS

目的から探す 申請や手続きから探す 施設を探す よくある質問から探す

浜松市トップページから「暮らし手続き」をクリック

消費生活 就職・労働 市民活動

消費生活情報「はままつdeいいライフ」 就職支援 労働 特定非営利活動法人(NPO法人) ボランティア 市民協働について 社会参加

「特定非営利活動法人(NPO法人)」をクリック

市民活動

特定非営利活動法人(NPO法人)

NEW!

ホームページの情報を更新しました。(9月30日時点)

知る(各種様式など)

特定非営利活動法人の認証申請・報告・届出等の様式・記載例

特定非営利活動促進法に係る諸手続きの手引き

特定非営利活動促進法に
係る諸手続きの手引き

浜松市 市民部 市民協働・地域政策課

〒430-8652

浜松市中区元城町 103-2 市役所本館

電話：053-457-2094 FAX：053-457-2750

E-mail：shiminkyodo@city.hamamatsu.shizuoka.jp

<http://www.hamamatsu.shizuoka.jp>